

# 盛岡市立地適正化計画評価検証及び変更素案作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、盛岡市立地適正化計画評価検証及び変更素案作成業務委託（以下「本業務」という。）について、まちづくりの計画に関する高度な知識と豊富な経験を有し、価格の安さだけではなく優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 名称

盛岡市立地適正化計画評価検証及び変更素案作成業務委託

### (2) 業務目的

本業務は、令和2年3月に当初策定（令和3年3月、第1回変更）し、令和5年3月に「防災指針」を追加する第2回変更を行った盛岡市立地適正化計画（以下「現計画」という。）について、当初策定から概ね5年が経過するため、都市再生特別措置法第84条1項に基づく調査、分析及び評価を行い、計画変更の方向性を確認の上、評価結果（案）のとりまとめを行うものである。また、評価結果等を反映した計画変更を行うため、現計画の変更素案を作成するものである。

### (3) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

### (4) 発注者

盛岡市

### (5) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月19日（水）まで

### (6) 提案上限額

8,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 3 提案者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者。以下「提案者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6・7年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格を有し、盛岡市建設関連業務

委託登録名簿の「土木関係コンサルタント業務 甲、乙、丙」に登録している者であること。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示 717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 直近 2 年間の国税（法人税、事業税、消費税及び地方消費税等）及び盛岡市税を滞納していない者であること。

(6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7) 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、盛岡市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告による入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(8) 過去 5 年間（平成31年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで）において、地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種又は類似した業務を受注した実績を有する者であること。

同種業務	立地適正化計画及び市町村都市計画マスタープラン（立地適正化計画作成を含む）の作成・見直し・検討業務
類似業務	都市計画やまちづくりに関する基本計画などの作成・見直し・検討業務（市町村都市計画マスタープラン、都市計画区域マスタープラン、市町村総合計画、地域公共交通網形成計画、中心市街地活性化基本計画等）

(9) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

ア 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））、R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とし、過去 5 年間（平成31年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで）において、地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種又は類似した業務の実績があること。

イ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））、R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 主たる担当技術者は、資格を問わないが、仕様書等に基づき適正に業務を実施する者と

し、照査技術者を兼ねることができない。

#### 4 提出書類及び提出期限等

本プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出すること。

##### (1) 提出書類

必要書類は盛岡市公式ホームページから入手すること。

項番	提出書類	様式	部数
1	プロポーザル参加意向申請書	様式第1-1号	1部
	グループ申請構成書（複数の者が共同で参加する場合）	様式第1-2号	
2	提案者情報書	様式第2号	10部
3	業務実績書（測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）の業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書（任意様式）を添付すること。）	様式第3号	
4	業務実施体制図	様式第4号	
5	予定技術者経歴書（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者の各資格証明書の写しを添付すること。）	様式第5号 様式第6号 様式第7号	
6	提案書（添書）	様式第8号	
7	提案書	実施方針	10部
8	提案書	実施手順	
9	提案書	業務工程表	
10	提案書	評価テーマ1から評価テーマ3まで	
11	見積書（提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内の見積金額を記載すること。）	任意書式	1部
12	見積内訳書（項目、数量、単価及び諸経費等がわかるように記載すること。）	任意書式	
13	質問書	様式第13号	—

##### (2) 参加意向申請書等の提出

項目	内容
----	----

提出期限	令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）
提出先	郵便番号 020-8532 盛岡市津志田14地割37番地2 盛岡市役所都南分庁舎2階 盛岡市都市整備部都市計画課 あて
提出方法	1 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）とする。 2 郵送の場合は、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。 3 送料は、提案者の負担とする。 4 市は、郵送中の破損、遅延等の責任を負わないものとする。
留意事項	本プロポーザルによる事業者選定への参加は、参加意向申請書（様式第1-1号）及びグループ申請構成書（複数の者が共同で参加する場合、様式1-2号）の提出をもって参加表明があったものとする。 なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式、ワードファイル）を令和6年5月17日（金）午後5時までに、次の電子メールアドレス宛てに送信すること。 電子メールアドレス toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp

### (3) 提案書等の提出

項目	内容
対象者	本プロポーザルの提案資格を有するものとして認められ、市からプロポーザル関係書類提出要請書により要請を受けた者とする。
提出期限	令和6年5月30日（木）午後5時まで（必着）
提出先	郵便番号 020-8532 盛岡市津志田14地割37番地2 盛岡市役所都南分庁舎2階 盛岡市都市整備部都市計画課 あて
提出方法	1 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）による。 2 郵送の場合は、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。 3 送料は、提案者の負担とする。 4 市は、郵送中の破損、遅延等の責任を負わないものとする。

## 5 提案書及び見積書

### (1) 提案書の書式等

ア 提案書の書式は、文字フォントをMS明朝体、文字サイズを10ポイント以上とし、A4判、縦型、横書きの印刷物とし、(2) 提案書記載事項に掲げる各項目の記載ページ数の上限

を超えない範囲とすること。

イ 本手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

ウ 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、分かりやすい表現とすること。

なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、一般用語を用いた脚注等の付記により、理解しやすいものとする。

(2) 提案書記載事項

提案書（様式第8号）及び次の書類を提出すること。

ア 実施方針

項目	内容
様式	様式第9号
ページ数	2ページ以内に記載すること。
記載内容	業務の実施に関する体制、発注者と受注者の役割分担及び調整方法等の業務成果の品質向上に資する観点を含む業務実施方針を記載すること。

イ 実施手順

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	A4用紙1ページに記載すること。
記載事項	業務の実施手順及び実施方法を記載すること。

ウ 業務工程表

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	A4用紙又は折込みA3用紙1ページに記載すること。
記載内容	業務の工程計画をバーチャート等で記載すること。

エ 評価テーマ1から評価テーマ3までの提案書

項目	内容
様式	様式第10号、様式第11号、様式第12号
ページ数	各テーマ2ページ以内とする。ただし、2ページにまたがる場合は、片面印刷とし、左上1か所綴じとすること。
記載内容	評価テーマ1 「誘導区域内外における人口密度の変化に係る把握及び検証手法」について

	評価テーマ2	「居住誘導区域におけるマンション及び民間駐車場の立地状況等の動向に係る把握手法」について
	評価テーマ3	「提案者が受注することによる本市へのメリット又は独自の取組み、追加提案等のアピールポイント」について

(3) 見積書及び見積内訳書の記載事項

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	各任意様式1ページに記載すること。
記載内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 見積書は、会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。</li> <li>2 提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内の見積金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を記載すること。</li> <li>3 見積内訳書は、項目、数量、単価及び諸経費等がわかるように記載すること。</li> </ol>

6 提出書類の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (2) 提出期間終了後は、市の同意なく提出書類に記載された内容の変更を認めない。
- (3) 提出書類の提出後、本市の判断により補足資料の提出又は確認を求めることがある。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は開示等の際に複製を作成することがある。
- (7) 提出書類は、盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）に基づき、開示等をする場合がある。また、提出された書類等の内容は、必要に応じて、関係機関に照会する場合がある。
- (8) 提案者から提出された従業員等の個人情報、本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。

なお、当該個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（盛岡市議会においては、盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第48号））及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に従うものとする。

7 事業者選定の日程

項番	手続き	日程
1	募集の公告	公告の日から令和6年5月17日（金）まで
2	質問受付	公告の日から令和6年5月10日（金）正午まで
3	質問回答	令和6年5月14日（火）予定
4	参加意向申請期限	令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）
5	1次審査及び結果通知 プロポーザル関係書類提出要請	令和6年5月23日（木）までに通知予定
6	提案書の提出期限	令和6年5月30日（木）午後5時まで（必着）
7	2次審査（提案審査）	令和6年6月6日（木）予定
8	2次審査選考結果通知	令和6年6月12日（水）予定
9	随意契約	令和6年6月26日（水）予定

## 8 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受け付けする。質問書（様式第13号、ワードファイル形式）に必要事項を記入の上、電子メールによりで送信すること。送信後は、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(1) 質問受付期間 令和6年5月10日（金）正午まで

(2) 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和6年5月14日（火）（予定）までに、盛岡市公式ホームページに掲載し、公表する。

ア 類似同様の質問は、まとめて一つの回答とすることがある。

イ 事業者選定に公平を保てない質問の場合は、回答しないことがある。

(3) 電子メールアドレス [toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp](mailto:toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp)

## 9 選考方法

本プロポーザルの評価委員（本業務において連携を要する関係部課等の市職員等複数名）により、別表の評価基準に従い、評価する。

(1) 1次審査（書類審査）

項目	内容
確認手順	<p>1 提出された参加意向申請書等により、資格要件を確認する。</p> <p>2 提案者が5者以下の場合、資格要件を有する全ての提案者を2次審査の対象者とする。</p> <p>なお、提案者が1者の場合、書類審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合は、本プロポーザルを実施する。</p>

	3 提案者が6者以上の場合は、別表の評価基準に基づき、書類審査を実施し、評価点が高い上位5者を2次審査の対象者とする。
結果通知	1 1次審査の終了後は、速やかにプロポーザル参加意向申請書を提出した全員に審査結果を通知する。また、2次審査の対象となる提案者には、審査結果の通知に併せてプロポーザル関係書類提出要請書により通知する。 2 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 2次審査（提案審査）

項目	内容
日時	令和6年6月6日（木）（予定）
場所	盛岡市津志田14地割37番地2 盛岡市役所都南分庁舎（予定）
内容	ヒアリング（プレゼンテーション）
説明者	2名以内（管理技術者を含む。）
説明時間	提案者1者につき30分以内（提案者のプレゼンテーション10分）
評価方法	1 提案者による評価委員へのプレゼンテーション及び評価委員から提案者へのヒアリングにより審査する。 なお、プレゼンテーション及びヒアリングの場所は、盛岡市役所都南分庁舎を予定しているが、ウェブ会議システム（市がTeams又Zoomによる会議室を設定予定）とする場合がある。ウェブ会議システムの場合は、提案者がプレゼンテーションのシステム環境及び通信環境を用意するものとする。 2 審査の順番は、原則として提案書類の受付順とは逆の順番で行うものとする。 3 実施要領に定める評価基準に従い採点を行い、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、総合評価点在同一の提案者が複数いる場合は、実施要領に定める評価方法により契約候補者を選定する。 4 提案者が1者のみの場合、各評価委員の評価点を合算した値が最低基準点（各評価委員の持ち点を合算した値（満点）の5割）を満たすときは、当該者を契約候補者として選定する。
その他	1 プレゼンテーションは、提案書に基づくものとし、事前に提出した提案書以外の資料の使用は、認めない。ただし、説明の補助用としてパワーポイント等を使用できるものとする。



## 10 選考結果の通知

2次審査の選考結果は、速やかに電子メール等で通知する。また、選考結果に対する異議は、認めない。

なお、契約候補者及び次点順位者は、盛岡市公式ホームページにおいて公表する。

## 11 担当部署との協議

契約候補者として特定された者は、契約締結に向けて、細目を担当部署と協議する。協議においては、必要に応じて契約候補者の提案に対し、修正を求めることができることとし、契約候補者は、誠実に協議に応じなければならない。

なお、契約候補者として特定された者が契約締結までに提案資格を満たさないことを認めるとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を実施する。

## 12 評価基準等

### (1) 評価委員

本プロポーザルの評価委員（本業務にあたり連携を要する関係部課等の市職員等複数名）は、別表の評価基準に基づき、提案を評価項目ごとに採点するものとする。

### (2) 評価対象者の選定

ア 本プロポーザルに参加意向申請書を提出した者（以下「参加表明者」という。）が5者を超える場合は、別表の評価基準における「参加表明者等の経験及び能力に関する事項」の採点の合計点により、上位5者を評価対象者として選定する。

イ 評価対象者の選定において採点の合計点が同点の場合は、配置予定管理技術者の業務実績の評価点の上位順とし、それでも選定できない場合は、配置予定の主たる担当技術者の業務実績の評価点の上位順とする。

ウ 前号の規定により順位が決定できないときは、提案者情報書（様式第2号）に記載する技術士（総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）の数で順位を決定する。

エ 前号までの規定により順位を決定できないときは、5者を超える評価対象者を選定する場合がある。

### (3) 2次審査（提案審査）の評価方法

ア 提案審査は、上記9(2)評価方法により実施し、別表の評価基準に従い採点する。

イ 別表の評価基準の「提案に関する事項」及び「ヒアリングに関する事項」の評価点は、審査に参加した委員の平均により算出する。

なお、平均点は小数点第2位以下を切り捨てた数値とする。

ウ 総合評価点（合計点）が最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者

として選定する。

エ 各提案の合計点を算出したときに同点の者があった場合は、評価項目「提案に関する事項（各テーマ及び全体提案）」の合計点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは見積金額がより安価である者を上位とする。

オ 前号の規定により順位が決定できないときは、委員長が順位を決定する。

カ 評価は非公開により実施する。

### 13 その他

(1) 提案者は、本要領等に定める諸条件に同意した上で、本プロポーザルへの参加を表明すること。

(2) 業務の一部について再委託することは可能とする。ただし、再委託の相手方も提案者同様の資格要件を満たすものとする。また、主たる業務（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断）の再委託は認めないほか、本プロポーザルに参加した他の提案者への再委託についても認めない。

(3) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 提案者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(5) 本業務を委託する相手方の決定は、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容及び仕様書等の契約内容を市と協議した上で決定するものであり、事業者の特定をもって、提案者の提案内容の全てを了承するものではなく、また、本業務を委託する相手方を決定するものではない。

(6) 次のいずれかに該当した者は失格とし、提出書類に虚偽の記載をしたものと市が判断した場合には、提案書等を無効とする。

ア 虚偽の記載をした者

イ 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者

ウ 本プロポーザルを公告した以後、評価委員又は当該業務に関する者に接触を求めた者

エ 見積金額が提案上限額を超える者

(7) 新型コロナウイルス感染症又は天災等の影響により、本プロポーザルの日程及び選考方法等の必要な項目を変更する場合がある。

### 14 担当部署

(1) 郵便番号 020-8532

(2) 住所 盛岡市津志田14地割37番地2 盛岡市役所都南分庁舎 2階

(3) 担当課 盛岡市都市整備部都市計画課

- (4) 電話番号 019-601-2718 (土地利用計画係直通)
- (5) ファクス 019-637-1919 (都南分庁舎共通)
- (6) 電子メール [toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp](mailto:toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp)

(別表) 評価基準

1 参加表明者等の経験及び能力に関する事項

評価項目		評価の着目点		評価点
		判断基準		
参加表明者の経験及び能力	専門技術力	業務実績	<p>(様式第3号)</p> <p>過去5年間の同種又は類似業務の実績を次の順位で評価する。</p> <p>ア：令和元年度以降の同種業務実績件数 イ：令和元年度以降の類似業務実績件数</p> <p>① ア：3件以上 ② ア：1～2件 イ：3件以上 ③ ア：1～2件 イ：2件以下 ④ ア：0件 イ：3件以上 ⑤ 上記に該当しない場合は加点しない。</p> <p>備考</p> <p>1 立地適正化計画作成のうち、防災指針に関する業務実績があれば1点加点する。 2 立地適正化計画作成のうち、評価検証に関する業務実績があればさらに1点加点する。 3 同一地方公共団体との複数年契約は1件としてカウントする。</p>	<p>① 4 (最大6) ② 3 (最大5) ③ 2 (最大4) ④ 1 (最大3) ⑤ 加点しない</p>
	資格要件	技術者資格等	<p>(様式第5号)</p> <p>管理技術者の資格を次の順位で評価する。</p> <p>① 技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画） ② R C C M（都市計画及び地方計画）</p> <p>備考</p> <p>1 上記資格に加え、認定都市プランナーの資格を有している場合、1点加点する。</p>	<p>① 3 (最大4) ② 1 (最大2)</p>

配置予定管理技術者の経験及び能力	専門技術力	業務実績	<p>(様式第5号)</p> <p>過去5年間の同種又は類似業務の実績を次の順位で評価する。</p> <p>ア：令和元年度以降の同種業務実績件数 イ：令和元年度以降の類似業務実績件数</p> <p>① ア：2件以上 ② ア：1件のみ イ：1件以上 ③ ア：1件のみ イ：0件 ④ ア：0件 イ：2件以上 ⑤ 上記に該当しない場合は加点しない。</p> <p>備考</p> <p>1 立地適正化計画作成のうち、防災指針に関する業務実績があれば1点加点する。</p> <p>2 立地適正化計画作成のうち、評価検証に関する業務実績があればさらに1点加点する。</p> <p>3 同一地方公共団体との複数年契約は1件としてカウントする。※業務実績には、照査技術者として従事した業務は除く。</p>	<p>① 4 (最大6) ② 3 (最大5) ③ 2 (最大4) ④ 1 (最大3) ⑤ 加点しない</p>
	情報収集力	地域精通度	<p>(様式第5号)</p> <p>令和元年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無については次の順位で評価する。なお、業務実績は、同種又は類似業務で、政令市、市町村が発注した契約金額100万円を超える業務（元請のみ）を対象とする。</p> <p>① 盛岡市内における業務実績あり。 ② 上記に該当しない場合は加点しない。</p>	<p>① 1 ② 加点しない</p>

<p>配置予定照査技術者の経験及び能力</p>	<p>資格要件</p>	<p>技術者資格等</p>	<p>(様式第6号)</p> <p>照査技術者の資格を次の順位で評価する。</p> <p>① 技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）</p> <p>② R C C M（都市計画及び地方計画）</p> <p>備考</p> <p>1 上記資格に加え、認定都市プランナーの資格を有している場合、1点加点する。</p>	<p>① 3 (最大4)</p> <p>② 1 (最大2)</p>
<p>配置予定主たる担当技術者の経験及び能力</p>	<p>資格要件</p>	<p>技術者資格等</p>	<p>(様式第7号)</p> <p>主たる担当技術者の資格を次の順位で評価する。</p> <p>① 技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）</p> <p>② R C C M（都市計画及び地方計画）</p> <p>備考</p> <p>1 上記資格に加え、認定都市プランナーの資格を有している場合、1点加点する。</p>	<p>① 2 (最大3)</p> <p>② 1 (最大2)</p>

配置予定主たる担当技術者の経験及び能力	専門技術力	業務実績	<p>(様式第7号)</p> <p>過去5年間の同種又は類似業務の実績を次の順位で評価する。</p> <p>ア：令和元年度以降の同種業務実績件数</p> <p>イ：令和元年度以降の類似業務実績件数</p> <p>① ア：2件以上</p> <p>② ア：1件のみ イ：1件以上</p> <p>③ ア：1件のみ イ：0件</p> <p>④ ア：0件 イ：2件以上</p> <p>⑤ 上記に該当しない場合は加点しない。</p> <p>備考</p> <p>1 立地適正化計画作成のうち、防災指針に関する業務実績があれば1点加点する。</p> <p>2 立地適正化計画作成のうち、評価検証に関する業務実績があればさらに1点加点する。</p> <p>3 同一地方公共団体との複数年契約は1件としてカウントする。※業務実績には、照査技術者として従事した業務は除く。</p>	<p>① 4 (最大6)</p> <p>② 3 (最大5)</p> <p>③ 2 (最大4)</p> <p>④ 1 (最大3)</p> <p>⑤ 加点しない</p>
			合計	30

2 価格に関する事項

評価項目	評価の着目点	評価点
価格点	計算式 $10 \times (1 - \frac{\text{【見積金額】}}{\text{【提案上限額】}})$ 備考 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。 2 価格点は、上記計算式の小数点以下を切り捨てた数値とし、上限を10点とする。	10
合計		10

3 提案に関する事項（業務実施の体制及び方針等）

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
実施体制	執行体制及び人員配置の妥当性等 1 業務実施体制図 2 予定技術者経歴書	業務実施にあたり、人員配置及び体制等の十分な配慮を行っているか。	5
実施方針	目的、条件、内容等の妥当性等 1 提案書（実施方針）	業務の目的、条件、内容等の理解度が高く、業務内容等に関する提案があるか。	5
	照査における具体的手法及び工夫等の妥当性等 1 提案書（実施方針）	業務成果品の品質確保及び向上等を目的とした照査において、具体的な手法及び工夫等が図られているか。	5
実施手順	業務の実施手順の妥当性等 1 提案書（実施手順）	業務の実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られているか。	5
実施工程	業務の実施工程の妥当性等 1 提案書（業務工程表）	業務の実施工程の妥当性が高く、確実な業務の遂行が見込まれるか。	5
合計			25



4 提案に関する事項（各テーマ及び全体提案）

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
評価テーマ1 誘導区域内外に おける人口密度 の変化に係る把 握及び検証手法	的確性	1 地域特性等との整合性が高いか。 2 着眼点や調査項目が趣旨に合致しているか。	20
	実現性	1 提案の内容を裏付ける類似実績等が明示されているか。 2 提案内容に説得力があり実現性があるか。	20
評価テーマ2 居住誘導区域に おけるマンション 及び民間駐車 場の立地状況等 の動向に係る把 握手法	的確性	1 地域特性等との整合性が高いか。 2 着眼点や調査項目が趣旨に合致しているか。	15
	実現性	1 提案の内容を裏付ける類似実績等が明示されているか。 2 提案内容に説得力があり実現性があるか。	15
評価テーマ3 提案者が受注す ることによる本 市へのメリット 又は独自の取組 み、追加提案等 のアピールポイ ント	的確性	1 地域特性等との整合性が高いか。 2 着眼点や業務項目が趣旨に合致しているか。	10
	実現性	1 提案の内容を裏付ける類似実績等が明示されているか。 2 提案内容に説得力があり実現性があるか。	10
合計			90

5 ヒアリングに関する事項

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
プレゼンテーション	資料作成能力	1 提案資料が分かりやすく、説得力があるか。	5
	説明能力	1 説明内容が分かりやすく、説得力があり、質疑に対する的確な対応ができているか。ただし、提案内容の説明が時間を超過した場合は、評価点の減点対象とする。	5
	提案意欲	1 業務に取り組む積極性が感じられるか。	5
合計			15

合計	1 + 2 + 3 + 4 + 5	170
----	-------------------	-----